

○日進市子育て援助活動支援事業実施要綱

平成19年3月28日

要綱第27号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業(以下「支援事業」という。)として、日進市において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員となり、会員同士の相互援助活動(以下「相互援助活動」という。)を行うことにより、子育て支援の輪を作り、市民が安心して暮らせるような環境を作ることを目的とする。

(設置)

第2条 市長は、支援事業を実施するため、次のとおりファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を設置する。

名称 にっしんファミリー・サポート・センター

所在地 日進市栄4丁目1002番地2 にっしん子育て総合支援センター内

(会員)

第3条 この要綱において、相互援助活動を希望する者は、援助会員、依頼会員又は両方会員のいずれかとして入会しなければならない。

2 援助会員は、地域において育児の援助を行いたい者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有する者
- (3) 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる者
- (4) 自宅等で安全に子どもを預かることができる者

3 依頼会員は、地域において育児の援助を受けたい者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 日進市に在住、通勤又は通学する者で、支援事業の目的を理解するもの
- (2) センターが指定する講習会等を受講した者

4 両方会員は、前2項の要件を満たし、かつ、援助会員及び依頼会員のいずれにも入会した者とする。

(センターの業務)

第4条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等(支援事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む。)
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 子育て支援関連施設及び事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整
- (6) 定期的な広報紙の発行等の広報業務
- (7) 会員に対する活動報告及び会計報告
- (8) その他支援事業の目的達成に必要な業務
(アドバイザー)

第5条 市長は、支援事業を円滑に実施するため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーの職務は次のとおりとする。

- (1) センターの支援事業内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録等に関すること。
- (3) サブ・リーダーとの意見交換に関すること。
- (4) 会員が行う相互援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員に対する講習会に関すること。
- (6) 会員間に生じた問題の解決又は助言に関すること。
- (7) 他のセンター等関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) その他センターの運営について、市が指示する事項に関すること。
(サブ・リーダー)

第6条 アドバイザーは、支援事業を円滑に運営するための助言等を行うサブ・リーダーを選任することができる。

2 サブ・リーダーは、会員の中から選任され、意見交換のための定期的な会議を開催するものとする。

(入会等)

第7条 援助会員(両方会員を含む。)として入会しようとする者は援助会員入会申込書を、依頼会員(両方会員を含む。)として入会しようとする者は依頼会員入会申込書

をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による申込みに基づき承認した者を会員として登録するとともに、その会員に対し、会員証を発行するものとする。
- 3 前項の場合において、援助会員となる者は、センターが行う援助活動に関する講習を受講しなければならない。ただし、市長が講習を受ける必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 会員の登録期間は年度単位とし、年度の期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 5 会員は、会員相互の交流を図ることを目的に、会則を定めて会費を集めることができる。
- 6 会員は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(保険)

第8条 市は、相互援助活動中に生じた事故による損害賠償等に備えるため、補償保険に加入するものとする。

(会員の責務)

第9条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
 - (2) 相互援助活動により知ることができた他人の家庭事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。退会した後も同様とする。
 - (3) 相互援助活動を利用して、物品の販売やあっせん、宗教活動、政治活動等を行わないこと。
 - (4) 相互援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに報告すること。
また、事故による損害については、会員相互間で誠意をもって対応しなければならない。
 - (5) その他支援事業の趣旨及び目的に反する行為を行わないこと。
- 2 援助会員(両方会員を含む。以下この項において同じ。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) フォローアップ研修等に参加することにより、常に活動の質の維持及び向上に努めること。

- (2) 相互援助活動中は、当該活動の対象となる子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは、状況に応じた適切な処置をとること。
 - (3) 相互援助活動中は常に会員証を携帯し、関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示すること。
 - (4) 複数の会員に対して同時間帯に重複した相互援助活動を行わないこと。
- 3 依頼会員(両方会員を含む。以下この項において同じ。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 相互援助活動を安全に実施するため、子どもの健康状態、嗜好その他の心身の状況について、センター及び援助会員に正確に伝えること。
 - (2) 相互援助活動を中止しようとするとき及び相互援助活動の内容を変更しようするときは、事前にセンター及び援助会員に届け出ること。
- 4 センターは、前3項の規定に違反している者がセンターの指示に従わないときは、その者の相互援助活動を一時停止させることができる。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、センターに届け出なければならない。

- 2 会員が第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき又はこの要綱に違反したとき若しくは会員として適さないと認められるときは、センターはその会員を退会させるものとする。
- 3 会員は、退会したときは、直ちに会員証をセンターに返還し、又は廃棄しなければならない。

(相互援助活動の内容)

第11条 相互援助活動の内容は、育児の援助を必要とする概ね生後6月から12歳までの児童を対象とする活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設(以下この項において「教育・保育施設」という。)の開始前又は終了後の子どもの預かり
- (2) 教育・保育施設までの送迎
- (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (4) 学校の放課後の子どもの預かり
- (5) 冠婚葬祭その他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

(6) 買物等外出の際の子どもの預かり

- 2 相互援助活動において子どもを預かる場合、当該相互援助活動は、依頼を受けた援助会員の家庭において行うものとする。ただし、依頼を受けた援助会員と当該依頼をした依頼会員との間で合意がある場合は、この限りでない。
- 3 相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。ただし、一時的にやむを得ず複数の子どもを預かる場合は、援助を行う会員の経験、子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮するものとする。
- 4 宿泊を伴う相互援助活動は行わないものとする。
- 5 相互援助活動の提供時間は、原則として午前6時から午後10時までの間とし、活動時間は1回につき60分を単位とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- 6 送迎については、道路運送法(昭和26年法律第183号)に抵触しないよう、他の援助活動と一体的な支援であることに留意すること。

(事前打合せ)

第12条 アドバイザーは、援助会員と依頼会員が初めて相互援助活動を実施する場合は、事前に双方が立ち会い、打合せを行うように調整を図るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、これを省略することができる。

- 2 前項の規定による事前打合せを行った援助会員又は依頼会員は、事前打合せの内容を記した事前打合せ票をセンターに提出するものとする。

(相互援助活動の実施)

第13条 依頼会員は、相互援助活動を依頼しようとするときは、センターに対し必要とする援助の内容等を示して、援助会員の紹介を申し込むものとする。

- 2 センターは、前項の規定による申込みを受けたときは、申込みの内容に対応できる援助会員を選考し、当該依頼会員に紹介するものとする。
- 3 援助会員が行う相互援助活動は、第1項の規定により申込みがあった援助の内容に限るものとする。
- 4 相互援助活動は、援助会員、依頼会員相互の主体的な合意と責任のもとに実施されるものとする。
- 5 前項の合意が成立しない場合は、依頼会員は、第2項の規定により紹介された援助

会員の変更等をセンターに申し出ることができる。

- 6 相互援助活動を実施した援助会員は、活動の実施後、速やかに援助活動記録簿を作成し、援助を依頼した依頼会員の確認を受けなければならない。
- 7 相互援助活動を実施した援助会員は、前項の規定により確認を受けた援助活動記録簿を月ごとに取りまとめ、速やかにセンターに提出するものとする。

(報酬等)

第14条 相互援助活動を依頼した依頼会員は、その活動を実施した援助会員に対し、活動の終了後、速やかに相互援助活動の報酬(以下単に「報酬」という。)として別表に定める額を支払うものとする。ただし、次条の規定により報酬の支払を免除した場合における援助会員に対する報酬については、別に定める。

- 2 児童の食事(ミルクを含む。)、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意するものとする。ただし、おむつ等が不足した場合や事前打合せがある場合などで、援助会員が用意した場合は、依頼会員がその実費を支払う。

(報酬支払の免除)

第15条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、市内に居住する依頼会員のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は第2項に規定する配偶者のない男子であつて、児童扶養手当法(昭和36年第238号)による児童扶養手当の支給を受けているもの又は当該手当の支給要件と同等の所得水準にあるものについて、報酬の支払を免除することができる。

- 2 報酬の支払の免除を希望する依頼会員は、相互援助活動報酬支払免除申請書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査し、相互援助活動報酬支払免除承認・不承認決定通知書により当該申請した者に通知するものとする。
- 4 報酬の支払の免除の承認を受けた依頼会員(以下「免除対象者」という。)は、相互援助活動報酬支払免除承認決定通知書をセンターに提示するものとする。
- 5 免除対象者は、第1項の規定に該当しなくなった場合は、速やかに市長に申し出るものとする。

(個人情報保護)

第16条 センターの管理を行う法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)及びその職員は、支援事業の実施に当たって知ることができた

他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。支援事業の受託が終了した後も同様とする。

(事故報告等)

第17条 会員は、相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡し、所定の手続をしなければならない。

2 前項に規定する措置が実施されていない事故については、保険の対象としない。

(様式)

第18条 この要綱で定める事務手続に必要な書式は、市長又は指定管理者が別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月23日要綱第4号)

この要綱は、平成29年1月23日から施行し、改正後の日進市子育て援助活動支援事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年1月21日要綱第2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

区分		報酬
月曜日から金曜日まで	午前7時から午後7時まで	1時間あたり800円
	上記以外の時間	1時間あたり900円
土、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日		1時間あたり900円
備考		
(1) 活動時間が30分以内に終了した場合は、曜日、時間帯にかかわらず500円とする。		
(2) 活動時間が30分を超え1時間までは、1時間あたりの金額とする。		
(3) 兄弟姉妹等複数の児童を預ける場合は、2人目からは半額とする。ただし、預ける人数は3人までとする。		
(4) 時間を延長したときは、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超え1		

時間までは1時間あたりの金額とする。

(5) 依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合は、次のとおり取消料を援助会員に支払う。

ア 前日までの取消 無料

イ 当日取消 500円

ウ 無断取消 全額